

（附表 3－3）認定更新ケースプレゼンテーション規定

一般社団法人日本臨床歯科 CAD/CAM 学会 認定委員会

- 第 1 条（目的） この規定は、認定医および指導医の更新にあたり、症例を通じて臨床能力を確認することを目的とする。
- 第 2 条（提出物） 提出物は、本会学会誌に投稿する症例報告論文とする。
- 第 3 条（症例の要件） IOS および CAD/CAM を活用して処置を行った症例 1 症例とし、診査・診断から治療完了までの一連の流れを含むものとする。
- 第 4 条（形式） 本会学会誌の投稿規定によるものとする。
- 第 5 条（充足の時点） 本会学会誌の発行をもって、本規定の要件を充足したものとみなす。ただし、更新申請の時点において発行が更新期限後となる見込みである場合は、取得単位等一覧表（様式 2・更新用シート）に「投稿済み（掲載予定）」と記載して申請することができる。この場合、発行後速やかに当該掲載部分の写しを認定委員会に提出しなければならない。更新期限までに発行に至らなかったときは、附表 3－1 の 5（更新の猶予）による。
- 第 6 条（提出期限） 更新期限の属する年度の前年度に開催される年次学術大会について、その開催月の前月末日までに投稿を完了すること。年次学術大会が例年どおり 12 月に開催される場合は、11 月 30 日とする。
- 第 7 条（不採択の場合） 査読委員会の審査により不採択となった場合は、再投稿を認める。再投稿の回数は制限しない。更新期限を経過する場合は、附表 3－1 の 5（更新の猶予）による。
- 第 8 条（著者） 複数著者による場合は、筆頭著者のみを本規定の対象とする。
- 第 9 条（認定医と指導医の重複調整） 認定医および指導医の資格を併有する者が本規定による論文を投稿した場合は、当該 1 件をもって認定医および指導医の双方の更新要件を満たしたものとする。指導医の更新のために別途の提出を要しない。
- 第 10 条（免除） 直近 5 年において、下表の事由に該当する者は、本規定による提出を免除する。この場合において提出すべき証明書類は、第 12 条による。
- 第 11 条（二重使用の禁止） 前条の免除に用いた業績は、附表 3－1 のカテゴリ 2 の単位に算入しない。
- 第 12 条（免除に係る証明書類の提出） 第 10 条の免除の適用を受けようとする者は、当該業績を証する書類（抄録集、プログラム、講演依頼状等の写し）を更新申請書類に添付しなければならない。
- 2 前項の書類が添付されていない場合は、認定委員会は期限を定めて補正を求めることができる。当該期限までに補正がされないときは、当該業績を免除事由として認めない。

別表 認定更新ケースプレゼンテーション免除事由

区分	免除事由
学術大会	一般口演
学術大会	ポスター発表
学術大会	依頼講演
夏フェス・支部会	依頼講演、一般口演またはポスター発表
CCC	ベーシックコース講師（講演者）
CCC	アドバンスコース講師（講演者）・企画者
その他	上記に準ずるものとして理事会が承認したもの

※いずれも直近 5 年において 1 回以上をもって免除する。

※いずれも筆頭演者または単独講演者に限る。

※学会誌へのジャーナル投稿は本規定による提出方法そのものであるため、免除事由には含めない。

※免除の適用を受ける場合に提出する証明書類は、第 12 条による。

附則

本規定は、理事会の承認を経て令和 8 年 9 月 28 日から施行する。

本規定の変更は、理事会の承認を必要とする。